

A38 独立開業と同時に医療法人を設立することは、通常、認可されないと思われます。

【解説】

医療法上においては、独立開業と同時に医療法人になることについての制限規定は設けられておりません。また、厚生省健康政策局長通知(昭62年6月26日健政発第410号)においては、「医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは、望ましくないこと」とされております。

しかし、ほとんどの都道府県においては、実態の無い診療所での申請は受け付けられないとの理由で、一定期間の経営実績を要求しております。少なくとも個人診療を開設して1年を経過していないと医療法人設立は認められないと思われます。都道府県によっては、添付書類として確定申告書の提出を求められるところもあります。